

宿泊約款

第1条 適用範囲

1. 「～リゾート&ホテル～ツリーハウス小森」（以下「当施設」といいます。）が、当施設利用者（以下「お客様」といいます。）との間で締結する宿泊利用契約及びこれに関連する契約は、この約款及びこの約款と一体となる利用規約（以下、単に「利用規約」といいます。）の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等（法令又は法令に基づくものをいいます。以下同じ。）又は一般に確立された慣習によるものとし、なお、当施設でのチェックイン時にお客様にお渡しする案内ファイルや施設内の掲示物に記載している施設内ルールは、利用規約の一つとします。
2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、ます。

第2条 宿泊利用契約の申し込み

1. 当施設に宿泊利用契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊代表者の氏名、住所、年齢、電話番号
 - (2) 宿泊日、到着予定時刻、人数、利用者の年齢
 - (3) 交通手段
 - (4) その他、当施設が必要と認める事項
2. 前項の申出内容に変更が生じた場合、お客様は速やかに変更後の内容を当施設に申し出るものとし、ます。
3. お客様が、宿泊中に第1項(2)の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊利用契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条 宿泊利用契約の成立等

1. 宿泊利用契約は、当施設が定める方法（ホームページ、電話等）での予約申し込みが完了し、当施設からの承諾または予約番号の発行時点で成立するものとし、ます。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊利用契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料金を基にした当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までにお支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、お客様が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条、第17条及び第18条第2項の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当します。
4. 次の各号に定める事由に該当する場合、当施設は当該お客様にかかる申し込みを、実際には宿泊する意思がないにもかかわらず申し込みがなされたものとして取り扱うことができるものとし、ます。その場合、宿泊利用契約を解除し、その時点で所定の違約金を申し受けます。
 - (1) 前条第1項に基づき申し出のあった連絡先への連絡を試みても、宿泊開始日当日の午後3時までに連絡が取れなかったとき。
 - (2) 当施設からの連絡を拒否されたとき。

第4条 宿泊利用契約締結の拒否

当施設は次に掲げる場合においては、宿泊利用契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室（員）等の事情により施設の余裕がないとき。

- (3) 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする方が、次のアからウに該当すると認められるとき。
 - ア. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。
 - イ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ウ. 自らの役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）のうちに暴力団員に該当する者があるもの。
- (5) 宿泊しようとする方が、他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたときまたはそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 宿泊しようとする方が、旅館業法（昭和23年法律第138号）第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等（以下「特定感染症の患者等」という。）であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき（かつて同様の行為を行ったと認められるときを含みます。）。
- (8) 宿泊しようとする方が、当施設に対し、その実施に伴う負担が過重であって他のお客様に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (10) 宿泊する権利を譲渡する目的で、申し込みをされたとき。
 - (11) 18歳未満のみで利用されるとき。
 - (12) 長野県その他当施設所在地の自治体が定める条例の規定に反するとき。
 - (13) 他のお客様を不安に思わせたり恐れさせたりする利用をされるとき。

第5条 お客様の契約解除権及び違約金（キャンセル料）

- 1. お客様は、当施設に申し出て、宿泊利用契約を解除することができます。
- 2. 当施設は、お客様が宿泊利用契約の全部又は一部を解除した場合、当施設の定めるキャンセル規定に従い違約金（キャンセル料）を申し受けます。ただし、お客様の責めに帰すべき事由が存しない場合にはこの限りではありません。
- 3. 当施設は、お客様が連絡をしないで宿泊日当日の午後5時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊利用契約はお客様により解除されたものとみなして処理することがあります。

第6条 当施設の契約解除権

- 1. 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊利用契約を解除することができます。
 - (1) お客様が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) お客様が、第4条（4）アからウの一に該当すると認められるとき。
 - (3) お客様が、他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) お客様が、特定感染症の患者等であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 寝たばこ、当施設の設備等に対するいたづら、その他当施設が定める利用規約の禁止事項に従わないとき。

- (8) 18歳未満のみで利用されたことが判明したとき。
 - (9) ペット動物をお連れの場合及び他のお客様に恐怖心・危害を加える可能性のある物をお持ちの場合。
 - (10) 本約款または当施設が定める利用規約に違反したとき。
 - (11) 宿泊利用契約の申込内容が事実と異なることが判明したとき。
 - (12) 他のお客様を不安に思わせたり恐れさせたりしたとき。
 - (13) 長野県その他当施設所在地の自治体が定める条例の規定に違反したとき。
 - (14) 当施設に対して合理的な範囲を超える負担を伴う不当な要求を行ったとき。
 - (15) その他、当施設が不適切であると判断したとき。
2. 当施設が、前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときで、かつ、お客様の責めに帰すべき事由による場合には、お客様が未だ提供を受けていない利用サービス等の料金も含めて返金いたしません。また、本項の規定は第17条の適用を排除するものではありません。

第7条 宿泊の登録

1. お客様は、宿泊開始日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) お客様の氏名、住所及び連絡先電話番号
 - (2) 日本国内に住所を有しない外国人の方は、国籍及び旅券番号（当施設のフロントにおいて、パスポート原本のご提示及び複写をさせていただきます。）。
 - (3) その他当施設が必要と認める事項
2. お客様が第11条の料金の支払を同条所定の方法により行おうとするときは、予め、前項の登録時にそれらをご提示いただきます。

第8条 施設の使用時間

1. 当施設の利用時間は、利用規約に定めるとおりとします。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項が定める時間外の施設の利用に応じることができます。この場合には当施設が定める追加料金を申し受けます。

第9条 利用規約等の遵守

お客様は、当施設内においては、この約款に従って当施設が定めて配布または掲示した利用規約等に従っていただきます。

第10条 営業時間

1. 当施設における主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の詳しい営業時間は、当施設の利用規約、備え付けパンフレット、各所の掲示等でご案内いたします。
- (1) フロントサービス時間：午後3時から翌午前10時
 - (2) 附帯サービス施設（サウナ）時間：午後3時から午後7時（消火時刻）
2. 前項の時間は、変更することがあります。その場合には、適切な方法をもってお知らせいたします。

第11条 料金のお支払

1. お客様が支払うべき宿泊料金等の内訳は、電話等のご案内時に表示、提示します。
2. 前項の宿泊料金等の支払は、通貨（日本円に限る）又は当施設が認めたクレジットカード等これに代わり得る方法により、当施設が請求した時に、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当施設がお客様に宿泊施設を提供し利用が可能になったのち、お客様が任意に利用しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第12条 当施設の責任

1. 当施設は、宿泊利用契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当施設は、万一の火災・事故等に対処するため、施設賠償責任保険に加入しております。

第13条 契約した施設の提供ができないときの取扱い

1. 当施設は、お客様に契約した施設を提供できないときはお客様の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず他の施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料をお客様に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、施設が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第14条 物品・現金等の取扱い

お客様が当施設に持ち込みになった物品並びに現金についての、毀損・汚損・紛失・盗難等の損害について、当施設は一切の賠償はいたしません。ただし、当施設の故意又は重大な過失により損害が生じたときはこの限りではありません。

第15条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

1. お客様の手荷物や物品が利用に先立って当施設に到着した場合、その到着前に当施設に連絡があり、当施設がこれを了承したときに限って保管するものとし、お客様がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。また、チェックアウト後についても、当施設が了承したときに限り一時保管いたします。ただし、貴重品の保管はお断りいたします。
2. お客様がチェックアウトしたのち、お客様の手荷物又は物品等が当施設の了承なく残されていた場合、原則としてお客様が廃棄したものとみなして処分いたします。ただし、当施設が貴重品に相当すると判断した物については、一定期間保管し、その後最寄りの警察署に届けるなどの措置を行うことがあります。
3. 当施設は、当施設の了承なく残されていた手荷物又は物品等について、内容物の性質に従い適切に処理を行うため、その中身を任意に点検できるものとし、お客様はこれに異議を述べないものとします。

第16条 駐車場の責任

お客様が、当施設の駐車場をご利用になる場合、車両キーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって車両の管理責任まで負うものではなく、車両の滅失、毀損等の損害について一切の賠償はいたしません。ただし、駐車場の管理に当たり当施設の故意又は重大な過失により損害が生じたときは、この限りではありません。

第17条 お客様の責任

お客様の故意又は過失、本約款若しくは利用規約に違反する行為等、お客様の責めに帰すべき事由により、当施設が施設の清掃、修繕費用の支出、販売機会の喪失その他の損害を被ったときは、お客様は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

第18条 インターネット通信の使用

1. 当施設内でのインターネット通信の利用にあたっては、利用規約を遵守しお客様自身の責任において行うものとします。利用中のシステム障害その他理由によりサービスが中断し、その結果お客様がいかなる損害を受けた場合においても、当施設は一切の責任を負いません。
2. インターネット通信の利用に際し、当施設が不適切と判断した行為により当施設または第三者に損害が見込まれる場合もしくは生じた損害についてはその損害相当額を申し受けます。

第19条 施設内への入室について

当施設は次の各号に定める場合において、お客様のチェックイン後であってもお客様の許可なく施設内（お部屋）に入室することがあります。

- (1) 清掃等、各種サービスを提供するとき。
- (2) 法令の規定、利用規約、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (3) 警察・消防の指導に従い、入室が必要と判断したとき。
- (4) 建物・設備の保全上必要があると判断したとき。
- (5) お客様の安否確認・安全確保のため必要と当施設が判断したとき。

第20条 お客様への情報確認について

当施設はお客様へサービスを提供するため、次の事項について、電話、電子メール、施設ご利用時、又はその他適当な方法をもって確認をすることがあります。

- (1) お申込内容
- (2) ご氏名、ご住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報
- (3) その他、当施設が必要と認める事項

第21条 本約款の変更

1. 本約款の内容について、当施設の運営上必要であると判断した場合、事前に予告なく内容変更することがあります。
2. 本約款の変更は、変更後の約款を当施設内等に掲載するものとし、掲載時から適用するものとします。
3. 約款の変更以前に宿泊契約が成立していた場合、当施設利用日時時点で有効な本約款が適用されるものとします。

第22条 準拠法及び管轄

お客様は、本約款に関する一切の紛争について、準拠法を日本法とし、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

(附則)

令和6年3月31日 制定

ご利用規約

令和6年3月

「～リトリート&ホテル～ツリーハウス小森」

当施設では、宿泊約款第1条に基づき、次のとおりご利用規約を定めます。

この規約をお守りいただけないときは、やむを得ずご宿泊ならびに当施設のご利用をお断り申し上げ、かつ本施設が被った損害のご負担をいただくこともございますので、ご注意ください。

1 当施設ご利用について

- (1) 避難経路図は、室内に掲示してありますのでご確認ください。
- (2) 長期の宿泊利用契約により賃借権、居住権等借地借家法その他居住に関する法律上の権利は発生するものではありません
- (3) 宿泊登録者以外のご宿泊は固くお断りいたします。

2 火災予防上お守りいただきたい事項について

- (1) 当施設内に暖房用、炊事用等の火器等を持ち込み、ご使用なさないでください。
- (2) 当施設内での喫煙はお断りいたします。
- (3) ランプシェードに衣類を掛けたり、洗濯物等を干したりしないでください。
- (4) その他火災の原因となるような行為をなさないでください。
- (5) 消防用設備等には、非常の場合以外はお手を触れないでください。

3 保安上お守りいただきたい事項について

- (1) ご滞在中お部屋から出られる時は、施錠していることをご確認ください。
- (2) ご滞在中や特にご就寝の時は、必ずドアの内鍵、ドアガードをお掛けください。
- (3) 来訪者のあった時は不用意に開扉なさらずご確認ください。万一、不審者と思われる場合は直ちにフロントへご連絡ください。
- (4) ご訪問客と客室内でのご面会はお遠慮ください。
- (5) ドアをロックされた時は、ドアガードをかけたままドアを開けるか、ドアスコープでご確認ください。また、不審者の来訪に際しては不用意に開扉なさらずにフロントにご連絡ください。

4 お支払について

- (1) お会計はご到着の際にフロントでお願いいたします。また、ご滞在中でも料金のご清算をお願いする場合がございます。その都度お支払をお願いいたします。なお当施設が請求してもお支払がない場合は、お部屋を明け渡していただく場合があります。
- (2) ご利用代金のお支払は、現金（日本円）、クレジットカード及び当施設の認めたものとさせていただきます。手形、小切手の類はお断りいたします。
- (3) お買物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、荷物送料等のお立替えはお断りさせていただきます。

5 インターネット通信について

当施設は、インターネット（Wi-Fi ネットワーク）設備をご用意いたしております。

当施設のインターネット設備を用いてコンピューター通信をなされるにあたりましては、次の内容にご同意いただきます。

- (1) コンピューター通信ご利用にあたり、必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随する機器類の準備、接続および設定等については、お客様の自己責任にて行うものといたします。したがって、ご利用にあたっての当施設スタッフによる助言についても、その判断はお客様の自己責任とし、当施設は責任を負いません。
- (2) インターネット回線を利用したメールの送受信は、お客様のご契約先のプロバイダーによりご利用いただけない場合がございます。
- (3) 当施設からコンピューター通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任にて行うものといたします。コンピューター通信のご利用により、お客様に損害が生じた場合でも、当施設は責任を負いかねますので、あらかじめご利用のコンピューターにウィルス対策や不正アクセス対策等のセキュリティ対策を講じることをお勧めいたします。
- (4) コンピューター通信設備の管理にあたりましては留意しておりますが、やむを得ず、異常、故障又は障害が発生した場合には、当施設は復旧に努めますが、それ以上の責任は負わないものといたしますので、お客様のデータ、通信途絶による損害については十分にご注意ください。
- (5) コンピューター通信のご利用にあたりましては、禁止行為に該当する行為をしないでください。違反があった場合は利用の停止し、当施設ないし第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償していただきます。

6 おやめいただきたい行為（禁止行為）について

- (1) 当施設内に、他のお客さまの迷惑になるような物をお持込みにならないでください。
- (2) 犬、猫、小鳥、その他の愛玩動物を連れてのご利用はおやめください。
- (3) 不潔なもの、悪臭を発するものの持ちこみはおやめください
- (4) 火薬や揮発油など発火又は引火しやすいものの持ち込みはおやめください。
- (5) 適法に所持を許可されていない鉄砲、刀剣、覚せい剤その他の薬物の類の持ち込みはおやめください。
- (6) 当施設内で、賭博、風紀や治安を乱すような行為、他のお客さまに迷惑をおよぼすような言動はなさらないでください。
- (7) 当施設内の施設、備品を所定の場所、用途以外でご使用にならないでください。
- (8) 当施設の許可なく室内の備品を移動したり、また室内に造作を施し、あるいは改造する等現状を著しく変更なさらないでください。万一備品の紛失、破損等があった際には損害を賠償していただくことがあります。
- (9) 当施設内の建築物や設備に異物を取り付けたり、現状を変更するような加工をなさらないでください。
- (10) お部屋の窓は非常時以外に開けないでください。
- (11) 当施設の外観を損なうような物を窓側に陳列なさらないでください。
- (12) 当施設の許可なく事務所、営業所等の宿泊以外の目的にご使用にならないでください。
- (13) 当施設の許可なく、他のお客様に広告、宣伝物を配布したり、物品の販売をなさらないでください。
- (14) 当施設の許可なく、当施設外からの飲食物等の出前、ご注文はなさらないでください。
- (15) 当施設内に所持品を放置なさらないでください。
- (16) ナイトウェア・スリッパ等のままで当施設からお出にならないでください。
- (17) 当施設の許可なく当施設内で撮影した写真を営業上の目的で使用しないでください。

- (18) 第三者または当施設の財産、知的財産権、プライバシー、名誉、肖像権、人格権その他の権利を侵害する行為やそれらのおそれがある行為をなされないでください。
- (19) 他の通信を妨げるような大量なデータ送受信等の使用行為および当施設又は第三者が管理するサーバー等の設備の運営を妨げる行為をなされないでください。
- (20) 無断で第三者に広告宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、又は受信者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為をなされないでください。
- (21) コンピューターウイルス等有害なプログラムを使用もしくは提供する行為、またはそれらを支援、宣伝もしくは推奨する行為をなされないでください。
- (22) 法令もしくは公序良俗に違反し、第三者または当施設に不利益を与える行為をしないでください。
- (23) その他当施設が不適切と判断する行為をしないでください。

7 宿泊利用料金等について

- (1) 宿泊利用料金は、室料、サービス料及び税を含み、お食事を含まない料金です。
- (2) 当施設における宿泊利用日数は原則として1週間（6泊7日）以内とさせていただきます。

8 キャンセル規定について

当施設の宿泊利用キャンセル時の違約金は次のとおりです。

(1) 通常プランにおける違約金（契約解除時期及び違約金額）

①宿泊日数2泊3日以内

不泊	宿泊料金の100%
当日	宿泊料金の100%
3日前から前日まで	宿泊料金の50%

②宿泊日数3泊4日以上

不泊	宿泊料金の100%
当日	宿泊料金の100%
前日	宿泊料金の50%
2日前	宿泊料金の50%
7日前から3日前まで	宿泊開始日の宿泊料金の50%

注) 契約日数が短縮された場合は、その短縮日数に関わらず、短縮により宿泊しないこととなった最初の日の分の宿泊料金についてのみ、違約金をいただきます。

(2) 特別プランにおける違約金

当施設にて特別プランとして別途違約金を適用する催事ないし期間を指定する場合には、当該期間及び違約金を宿泊利用契約申し込みまたは宿泊プラン提示の際に案内するものとします。

8 規約の変更について

- (1) 本規約は、民法上の定型約款に該当し、本規約の各条項は、お客様の一般の利益に適合する場合または変更を必要とする相当の事由があると認められる場合には、民法の規定に基づいて変更します。
- (2) 本規約の変更は、変更後の規約の内容を、当施設内に掲示または配布し、掲示または配布の日から効力を生じます。なお、本規約を変更する場合には、変更内容等を記載した書面またはタブレット端末を当施設内に備え置きます。

以上